



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	新中国における私営銀錢業の社会主義改造
Author(s)	三木, 毅
Citation	北海道大學 經濟學研究, 13, 195-212
Issue Date	1957
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31047
Type	departmental bulletin paper
File Information	13_P195-212.pdf



新中国における私営銀錢業の社会主義改造

三 木 毅

中華人民共和国の現社会は、いわゆる新民主主義社会である。新民主主義社会は、社会主義社会成立にいたる過渡社会である。

この過渡社会の総任務（総路線）、すなわち政経の根本方針は、共和国憲法によれば、「逐次国家の社会主義工業化を実現し、農業・手工業及び資本主義工商業に対する社会主義改造を完成する」ことである。

資本主義企業に対する社会主義改造の究極型態は全人民所有制、俗にいう国有化であるが、由来国有化に採用される方法に沒收・陶汰・買収があるといわれる。新中国においては、官僚資本について沒收方法を断行したが、一般私企業については陶汰・買収の方法を主として使用し、漸進的に改造を進めている。買収方法の具体形式は国家資本主義で、公私合営における私股（資本家株）利潤配当が買収資金に見立られている。

一般工商業に対する公私合営化は、一九五四年九月以来、全行業公私合営弁法の実施によつて本格的となつたが、金融業のそれは一九五〇年八月以来急速に進められ、一九五二年末に全銀行・錢莊・信託公司の公私合営化が完了し、この過程に典當（質屋）・信託公司・為替業等は完全に陶汰された。

いうまでもなく近代社会経済において、経済運営の中枢機構は金融である。金融機構の掌握は国民経済統制の關鍵である。特に計画経済を本質とする社会主義において、金融機関の国家集中は、経済計画化の前提条件である。

ソ連においては一九一七年十二月帝制時代の全金融機関の国有化を断行した。新中国では国有化を一挙に行わず、過渡型態である公私合営を通じて漸進的に遂行しつつあるが、しかし前述の通り一般工商企業に先がけてすでに公私合営化の段階を終え、全金融機関国有化の基礎を創造中である。

新中国とソ連における金融機関国有化過程の遅速は、いうまでもなく両国社会制度の相違によつて造出される。ソ連の社会は社会主義社会であり、新中国の社会は社会主義社会への過渡である新民主主義社会である。

近代中国の金融を論じるに当つて、上海を除外しては、その正鵠をえない。上海は中国金融の中核地であり、各地金融の命脈は上海に通じ、その動向は上海金融業の操縦するところであつた。一九四九年北京・天津・上海・漢口・広東・重慶・西安の七大都市における銀行・錢莊・信託公司是四四六家、蘇南地帯を加えれば全国の九一・六%をしめるが、上海一地に銀行一一五、錢莊八〇、信託公司五、計二〇〇家が集中してゐた。¹⁾ 新中国において私営金融業の社会主義改造が上海を中心に行われたのであるが、それは上述の意味で理由なしとしないのである。

(1) 人民日報社論、金融業的新方向、一九五〇年八月二十四日号。

二

私営銀錢業の社会主義改造は、厳格な時間的区分はできないが、採用された方法によつて三個の段階に分けて考察できる。

第一段階は弱少私営銀錢業の淘汰と官僚資本の沒收による大銀行の公私合営化であり、大体一九四九年六月から一

九五〇年末の期間である。

人民政府が私営銀錢業に対して採用した最初の政策は直接的、間接的手段による淘汰である。その主要な手段は最低資本額の規制、現金準備率の規制、資金運用額の制限、公債の割当、利率の引下、顧客名簿の提出、国家銀行による預貯蓄業務の競合、手形交換欠席銀錢業の処分等である。

(1) 最低資本額の規制

内戦の末期から建国にいたるまでに、各地区に私営銀錢業管理暫行弁法があり、銀錢業の最低資本額を次の通り決定している。

華北地区（一九四九年四月二十七日公布）：銀行二千万—五千万、錢莊三百萬元—六百万。資本中現金或いは当地中国人民銀行の認可する財産七〇%以上、營業用器具家屋土地三〇%以下、最低資本不足額の補充は二カ月以内。

華東地区（一九四九年八月二十一日公布）：上海の銀行・信託公司一億元—二億元、錢莊六千万—一億二千万、青島・濟南・南京・無錫・杭州・寧波の銀行・信託公司四千万—八千万、錢莊二千五百萬元—五千万、その他の地方の銀行・信託公司一千万—二千万、錢莊五百萬元—一千万、異地に分支行を設置する場合四〇%増加。營業設備は資本の五〇%以下、最低資本不足額の補充は上海一カ月、他の地方一カ月半以内。

華南地区（一九四九年十二月七日公布）：銀行六億元、錢莊四億元、資本中の現金は五〇%以上、營業器具建物土地三〇%以下、最低資本不足額の補充は一カ月以内。

華北・華東・華南の順に最低資本額が高額になつてゐるのは、インフレーションの進行を示すと同時に、政府の私営銀錢業対策が次第に厳格になつたことを意味している。

従来適用される国民政府の公布する一九四七年九月一日の銀行法においては、最低資本額の明文規定がない。この

ため私营銀錢業は財務上の拘束がなく創立され、特に戦時インフレーションの渦中に簇生し、したがって財務的基礎の極めて軟弱なものが多かった。当該規定の最低資本額は高額であり、不足資本の補充期間が短く、私营銀錢業の創設は不可能であつたし、不足額の補充は必ずしも容易ではなかつた。上海において当暫行弁法公布後僅か六日間に不足額の補充ができず閉業した銀錢業は二〇家、他の銀錢業と私かに取引し不足額を補充しようとして営業停止を命ぜられるもの一家に達した。⁽¹⁾

各地区の最低資本額は当然国民経済的機構を完成する時期に統一さるべきはずである。すなわち一九五〇年八月開催の全国金融業会議において、銀錢業一律に二百億元・百億元・五〇億元・二〇億元・一〇億元・五億元の六種、資本中現金最低限度を一〇—四〇%、資本額が小額となるに従つて現金比率を増大するよう定められた。

(2) 現金準備率の規制

中国人民銀行に預託する現金準備は、週間平均残高について、華北・華南が当座預金の一〇%、定期預金の五%、華東が当座預金の七一五%、定期預金の三七%である。更に自家保有の預金払戻準備現金は、華北・華東・華南の三地区ともに当座預金の一〇%、定期預金の五%である。一九五〇年八月の全国金融業会議において、中国人民銀行に預託する現金準備は預金総額の一五%、ただし公債、投資公司出資をもつてする保証準備が一〇%、現金準備が五%と現金準備率は引下げられ、払戻準備金は一五—三〇%と引上げられた。その結果總体的に現金準備率は三倍近く引上げられることになつた。

現金準備は本来営業の安全性を確保するため必要とされるが、他面においてその営利性と矛盾する性格をもつてゐる。とくにインフレーションの時期において、弱少銀錢業は専ら高利的商業投資と投機に資金運用の出路を見出していたのであるから、高率の準備金を保有することは貨幣減価を坐視する結果となり、その蒙る損失は極めて大きい。

しかも一九五〇年三月以来の物価安定期にいたつて準備率を三倍に引上げたことは、運用資金を圧迫し、それだけ収益を損うこととなり、与える影響は甚大であつた。

(3) 資金運用額の制限

各地区の管理弁法によれば、銀行・錢莊の資金運用額は、預金総額の五〇%を出ることができない。

元来多くの私営銀錢業はインフレーションの所産であつて、これを包括する経済容量に対して、すでに過剰となり、銀錢業の保有する預金は極めて小額である。一九五〇年四月現金管理の実施によつて、私営銀錢業に預入れられた政府資金は一齊に引上げられ、私営銀錢業の預金量を大いに減少させた。

一九五〇年六月北京・天津・上海・広東・漢口・西安・重慶における私営銀錢業の預金総額は八〇億元、戦前の幣価にして五千万元に達しない。戦前一家で二億元の預金を保有する銀行が存在した。上海公私銀錢業の預金総額は約五〇億元、戦前幣価にして二千五百万元である。戦前上海商業儲蓄銀行一家の預金は一億元以上であつた。この事は、全上海銀錢業の預金総額が戦前一家の預金額の四分の一に過ぎないことを表している。この中四公私合営銀行が半分以上を所有し、他の七四家が残余の半分たらずを保有することになり、一家当りの預金額は五億元に満たない。各地とも同様な状態で、北京においては僅か五千万元の預金をもつ錢莊すら存在したといわれる。⁽³⁾

一九五一年八月、全国私営銀錢業の預金総額は九千億元に増加したが、なお戦前の二・五%に過ぎない。戦前行員一人当りの預金蒐集高は一万ドル、預金の八三%が貸付けられた。しかし一九五〇年六月の一人当り蒐集高は戦前幣価で二千五百ドル、貸出は預金の五〇%に制限されている。戦前一家当りの月限界利潤額は四八三ドルと計算されている。預金蒐集額は戦前の約四四分の一、この点から推計すれば限界利潤は一ドルである。運用率低下を加味すれば一〇ドル以下となる。⁽³⁾

資金運用額の制限は、オーバー・ローンを阻止し、経営の健全性を保持しようとする意義の外に、私営銀錢業の貸付能力を制約する重要な機能が認められる。基礎軟弱な銀錢業は、正常な貸付業務のみで経営を維持することが困難であつた。

(4) 公債の割当

一九五〇年人民勝利折実公債二億分が発行された。分はいわゆる折実単位で、単位は主要生活必需品の市場価格で計算される。一単位の価格は一九五〇年一月平均三、九九二元、二月平均五、七九九元、三月平均六、二二九元であつた。⁽³⁾

人民勝利折実公債は主として都市の工商業者、金融業者に割当てられた。この割当は一種の愛国運動として実施されたが、このため上海において三月中に三三家の銀錢業が倒産したといわれる。⁽⁵⁾

(5) 利子率の引下

一九四九年以前、上海の利子率は金融業同業公会によつて決定されたが、同業公会利子率と闇利子率間には大きな隔差があり、そのため短期資本はいわゆる地下錢莊に集中し、闇利子率が貨幣市場を支配する状態であつた。一九四九年九月以後利子率は金融同業公会の組織する利子率委員会が決定し、同年十一月以後中国人民銀行が委員会に加入し、漸く利子率は中国人民銀行の直接指導の下に決定されるにいたつた。しかし闇利子率の跳梁は止まず、一九五〇年二月利子率委員会の公定利子率が貸出四・二%、預金一〇・五%、コール三〇・〇%であるに對して、私営銀錢業の利子率は短期貸出五五・五%、当座預金二〇・七%、定期預金四四・四%である。⁽⁶⁾

インフレーションの時期においては、公定利子率を引上げて闇利子率との差を縮小することが必要であるが、中国人民銀行の指導力が弱く、又銀錢業が投機資本家と結付いていたために、このような措置の実現は不可能であつた。一

九五〇年三月統一国家財政經濟工作の実施以後、漸く国家の財經指導力が統一強化され、物価は安定し、投機が消滅し、闇市場は閉鎖し市場利子率は公定利子率に概ね追隨した。物価安定は私営銀錢業にとつて一大打撃であつたが、さらにこの時期に利子率は大幅に引下げられた。利子率委員会利子率は、四・五・六の三カ月間に、預金二・五%、〇・七%、〇・六%、貸出二・五%、五・二%、三・五%、コール七・二%、二・六%、二・〇五%と急落した。⁷⁾一九四九年下半期において、私営銀錢業の資金運用率は預金の七〇%、それによる利子収益は平均して支出の五〇%、成績良好な大銀行にして六〇%に満たないといわれる。⁸⁾利子率の急激な引下げが、資金運用額の減少とともに、私営銀錢業の収益を著しく低下させ、経営を一層困難ならしめたことは、上述の指標からして想像に難くない。

(6) 顧客・出資者名簿の提出

私営銀錢業における預金者・借入者及び出資者の名簿提出は、本来官僚資本を摘発することを目的とするものであつたが、同時にそれは一般の預金者・借入者等の秘密保全を侵害するもので、勢い彼等をして私営銀錢業との取引を回避させることとなる。⁹⁾

(7) 国家銀行による預貯蓄業務の競合

私営銀錢業の運用資金は概ねその蒐集する預貯金に依存する。したがつて預貯金蒐集は銀錢業の最も重要な業務である。中国人民銀行はいわゆる中央銀行と異なり預貯蓄業務を行い、一般銀錢業と競合する立場にある。

中国人民銀行は一九五〇年三月全国的に折実預金を実施した。折実制度はインフレーション期における一種の価値安定制度であつて、折実預金は預入現金を市価によつて評価された価格によつて折実単位に換算記帳し、払戻現金を当時の折実単位価格に基づいて換算支払う方式で、これによつて預金者は預金貨幣の減価を免れ、一定の購買力を保持することができるのである。ついで四月さらに保本保值預金を採用した。これは折実預金と現金預金の併用方式で

あつて、物価騰貴の際は前者を、物価下落の際は後者を適用するもので、預金者は物価下落の場合、折実預金によつては得られない幣価上昇の利益を享受することになる。これらの預貯蓄制度は単なる現金預金よりも著しく有利であつて、そのため預貯蓄金は大量に中国人民銀行に流入した。⁽¹⁰⁾

中国人民銀行の一九五〇年における預金総額は一九四九年の一九倍に達しているが、私営銀錢等の預金の増加は遅々たるもので、一九五〇年八月から十月までの三カ月間の増加率は僅か三二%に過ぎない。⁽¹¹⁾

私営銀錢業における支出の主なものは労賃で、支出の七〇—八〇%をしめている。当時銀錢業従業員一人当たり平均労賃は百四、五十万元であつた。預金残高の相対的減少は、従業員一人当たりの預金蒐集高の減少を意味するものであるが、一人当たり預金蒐集高は全国的な大銀行で最高八千万元、最低二千四、五百万元である。現金準備率を二〇%とみて、預金の運用額は六千四百万元、預金と貸出の利差を二%とすれば、それより入る利子収益は百二十八万元である。この利子収益をもつてしては百五十万元の労賃を支払うことすら不可能である。⁽¹²⁾

国家銀行への資金集中は、私営銀錢業の資金運用を一層圧迫し、そのもつ財務上の矛盾を益々深めることとなつた。

(8) 手形交換欠席銀錢業の処分

手形交換欠席銀錢業は、すべて営業を停止させられた。この措置は最低資本限額に満たない銀錢業を急速に淘汰する目的で計劃されたものである。⁽¹³⁾

こうした諸種の手段によつて、私営銀錢業は次第に淘汰されたのであるが、この淘汰過程は一九五〇年三月統一国家財經工作の実施によつて、一転期を劃することとなつた。統一工作は、歴年にわたるインフレーションを完全に終結させ、物価の安定をもたらしした。しばしば述べたように、多くの銀錢業はインフレーションの所産であつて、私営銀錢業の資金出路は投機であつた。戦後の銀錢業ブームも又疑なく投機によつて造出されたものである。重慶にお

いて戦中二〇家の銀錢業が創立され、一九四五年八月銀行九四、錢莊二四に達した。上海の銀錢業は戦前六〇家（あるいは七六家、ただし一九三七年）が一九四五年四二〇家に膨脹した。一九四七年全国の私営銀行及び信託公司是二〇六家、錢莊は七四一家に達している。物価安定は私営銀錢業の経営に決定的な打撃となり、一九四九年末上海等七大都市の銀錢業は四四六家であつたが、物価安定直後の一九五〇年六月には二一三家と急減した。上海の銀錢業は一九四九年五月二〇〇家、一九五〇年六月七八家、倒産は銀行七七家、錢莊四六家、信託公司二家、計一二二家⁽¹⁴⁾に上つている。

一九五〇年六月ころまでに、淘汰されるもの淘汰され、残存する私営銀錢業は上述の諸手段によつて消滅させえない比較的財政健全なもののみで、これらに対しては改造を加える以外に、その反社会主義性格を止揚する道はない。淘汰の意義は、改造すべき対象を明確に指定し、改造の基礎を確立するところに見出される。

しかし他面において、私営銀錢業の倒産が極めて急激であり、これに伴なつて私営工商業の倒産が相継ぎ現出し、恐慌となり、経済の恢復、發展を阻碍するところとなつた。こうした事態に対処して、一九五〇年六月工商業の調整が実施され、金融緩和を伴う一連の工作を採用したが、銀錢業に対する調整の任務は一方において私営銀錢業の存在を認め、他方においてこれを改造し、併せて全国金融業を再編することであつた。ときに一九五〇年八月一日から十日間、全国金融業会議が北京に開催され、当面する問題に対して次の如き方針を決定している。⁽¹⁵⁾

一、金融業中の公私関係の調整 公私金融業の發展は「一視同仁」、ただし国家銀行の責任は国家の与える「金融を安定し、生産を發展させる」基本任務を完成し、私営金融業を指導、監督することである。国家銀行は私営金融業が工商業に服務することを支持するため、以下の業務連繫を行う。⁽¹⁾私営行莊は為替業務を開設して都市鄉村間の物資交流を援助する。⁽²⁾国家銀行は為替手形を優待割引し、資金調達を援助する。⁽³⁾行莊の工商業に対する貸付の回収が遅

延した場合、国家銀行に抵当を転じ、両割引を申請することができる。(c)行荘は中国人民銀行の委託業務、たとえば税金徴収・代理貯蓄・保険等を申請することができる。(d)行荘が中小都市業務を開設するための計画的な機構設置の許可を考慮する。(e)行荘が信用渋滞のため、資金を容易に貸出しえない場合、国家銀行への預入を許可する。

二、金融業と工商業関係の調整 (i) 利子率を引下げ、各地の利子差を縮小する。今後中国人民銀行総行が全国貸付利子率の最高限度を決定し、各地の利子率委員会が各地の実情に応じてその地の利子率を決定する。(ii) 連合貸付は良好な方式であるから、増資拡大する。(iii) 公私金融業が投資会社を組織することを提唱する。

さらにこの会議の、特に注目すべき決定は、官僚資本の没収による銀行の公私合営化である。官僚資本は国民政府高級官僚の保有又は関係する資本で、蔣・孔・宋・陳等四大家族の資本がその典型と見做されている。この会議上、上海商業儲蓄・浙江興業・金城・大陸・中南・国華・聚興誠の八銀行が公私合営に同意している、

かくて一九五〇年八月金城銀行は官僚資本が公股（政府所有株）となり、公私合営に改組され、陳穆（中国人民銀行華東区行長）、曾凌（中国人民銀行計劃部長）が公股董事に任命された。ついで中南・和成・国華・聚興誠・大陸・中国実業・新華・浙江興業・四明・通商・建業・上海商業儲蓄の諸銀行が公私合営に改組され、一九五一年六月までに主要な銀行は全部公私合営となり、中国人民銀行の管理下に入った。

- (1) Cheng Cho-yuan, *Monetary Affairs of Communist China*, 1955, p. 42.
- (2) 章乃器、私営行荘何処去、論中国経済的改造、八七～八九頁。
- (3) Cheng Cho-yuan, *op. cit.* p. 59.
- (4) アシヤ経済旬報、一〇二号。
- (5) Cheng Cho-yuan, *op. cit.* p. 42.

- (6) 王達夫、一年来的利率、經濟導報社編、一九五〇年經濟年報、四六頁。
- (7) 王達夫、前掲論文、前掲書、四六頁。
- (8) 亭松何、私営行莊応加強自我整頓改造の決心、中国金融、一九五〇年、第五期。
- (9) Cheng Cho-yuan, op. cit. p. 37.
- (10) 中国人民銀行總行、析実存款統一章程、一九五〇年三月十八日、中国人民銀行北京發行、保本保值定期儲蓄存款章程、一九五〇年四月十四日。
- (11) 舒運、私営金融業的發展及び其偏向、中国金融、一九五〇年、第二期。
- (12) 展大成、談私営金融業の改造問題、中国金融、一九五〇年、第五期。
- (13) Cheng Cho-yuan, op. cit. p. 37.
- (14) Cheng Cho-yuan, op. cit. p. 42.
- (15) 南漢宸、關於全国金融業連席會議的報告、一九五〇年九月八日、中国金融、一九五〇年、第一期。

三

改造の第二段階は私営銀錢業と公私合営銀行の集團化であつて、一九五〇年七月から一九五一年九月ころまでの期間に相当する。この期間の初期に朝鮮事變が勃發し、六月以来の金融緩和政策は再度引締政策に轉換し、私営銀錢業の改造が急速に進められた。

この段階は二つに分かれる。

段階の一是私営銀錢業の連営集團組織である。一九四九年九月以来上海・南京・北京・天津・漢口・青島・濟南において連合銀團が組織されるところであつた。上海において一七二家の銀錢業が銀團に参加し、四十億元の貸付が認められ、上海市私営紗廠連合購棉供款処に貸付けられた、しかしこの集團は初歩的な組織であり、資金も少なく、活

動方針が明確でなく、又参加紡績工場の信用が均一でなかつたために、貸出満期後解散となつた。ついで一九四九年十二月十四日上海市の中国人民銀行等公私合営銀行九三家、宝豊等錢莊七家と中一等信託公司三家、計一六八家で、上海市公私合営金融業連合放款処を設立し、当初資金は一二二億元（内中国人民銀行・中国銀行・交通銀行の出資二六億元）、後に一八〇億元に増資した。^①上海連合放款処は一九五〇年四月までに綿布・染織・綿織・煙草等の企業に二四五億元を貸付けた。他に一九五〇年三月一八家の行莊によつて農業銀團、四月三二家による上海金融業農業貸款團が組織され、二〇億七千萬元を貸付けた。一九五〇年七月天津の金城・上海の新華・聚興誠・中国実業・中南・国華・建業・浙江興業等で外匯（外国為替）銀團を組織した。

無錫では銀行一七家、錢莊一一家、杭州では四五家、濟南では一四家の連合銀團があり、天津では一九五〇年四月中国人民銀行の参加する銀行業連合銀團が成立、北京では四月二十八日中国人民銀行と私営行莊三三家で北京公私合営銀錢業連合放款銀團が成立し、三〇億元（中国人民銀行六億元、銀行一八億元、錢莊六億元）を貸出し、武漢では三月二日連合放款処が設立されている。^②

この連合銀團は貸付を主体とする結合であるが、全般的な経営を含む結合がいわゆる連営集團である。理論的にいえば、前者は後者の前駆的型態である。

連営集團の主要任務は

(1) 行莊の信用と名譽を高揚強化し、まず勞資協調、收支平衡を實現し、十分な財政能力をもち、未回収貸付金は預金総額の二〇%をこえず、漸次これを通減する。(2) 集團に参加する行莊は互助互利の原則の下に、一切の預金・貸付・為替の業務を推進し、合理的發展をかつとり、盲目的競争を排除する。(3) 相互に徵信資料・貸付対象の情報を交換し、

集團力を運用して計劃的に工商業を援助し、有効な集團農業貸付を拡大し、遊資の農村放出を導く。(4) 国家銀行の指導を便ならしめるため、分散状態を團結させ、新民主主義政策に密接に結付く。⁽³⁾である。

又連營集團の準則は次の通りである。⁽⁴⁾

(1) 団員は資産明細書・役員及び行員名簿・予算書を報告する。(2) 団員は自行の管理、経営事務に対して責任を負う。(3) 団員は連合貸付のため保有預金の十分の一を供出する。(4) 団員は国家銀行の代理機関として奉任する。(5) 団員は關係資料を交換する。(6) 集團は団員の代りに国家銀行と契約を結ぶことができる。

この準則の下に、上海において一九五〇年七月中に四個の連營集團が結成された。⁽⁵⁾

第一連營集團：中孚・中信・中国企業・中国墾業・中華勸工・和成・茂華の七銀行、存誠・金源・福源・宝豐の四錢莊及び中一信託公司の一二家（あるいは一四家）。

第二連營集團：惇叙商業・永亨商業・正明商業・上海国民商業・上海女子商業の五銀行、鴻祥裕記・福康・順康・振泰・恒豐・元誠・統康・惠中・建昌の九錢莊及び上海中国信託公司の一五家（あるいは一四家）。

第三連營集團：由仁昶・五豐・永隆等の錢莊一二家。

第四連營集團：錢莊六家。

一九五〇年八月上海における連合貸付は五四億元である。連營集團の貸付基金は、第一一六〇億元、第二一三五億元、第三一七億元、第四一五億元、計一〇七億元で、その中、中国人民銀行の出資は一六・六七%、公私合營銀行五家三四・四七%、私營銀錢業四八・八六%であつた。又同年九月二十三日の所有預金は、第一一九〇六億元、第二一六一三億元、第三一一八二億元、第四一六四億元、貸出は第一一六六四億元、第二一四〇九億元、第三一一五五億元、第四

一六三億元、上海貸出總額の八〇・八%をしめ、未参加行莊の貸出は僅かに一九・二%に過ぎない。⁽⁶⁾

段階の二は公私合營銀行の連合董事（役員）会及び連合總管理處の組織である。

連合董事会及び連合總管理處の任務は

(1) 管理の集中、組織の強化、業務の統轄、財務の統一配分を行い、分支機構の重複回避、人員の整理、經費の節約、能率の増進を計る。(2) 公私株主の利益を考慮する。

ことである。⁽⁷⁾

その組織、運営は次の通りである。⁽⁸⁾

(1) 各行から三人乃至七人の董事を派遣して連合董事会を組織し、運営の最高指導及び政策決定機關となり、又連合董事会は連合總管理處を成立し、構成銀行の集中管理と經營の最高執行機關たらしめる。(2) 各行の總行と分支行は總管理處が直接指導・管理する。しかし各行の法定地位（原形）を保持する。(3) 各行の財務は左の通り処理される。總管理機構成立前の各行の固定財産・証券・投資・外國為替・現物・未回収貸付金・未收金及び戰前の預金・行員預金はそれぞれ各行で処理、それより生じる損益は各行に歸するが、總管理處がこれを統一指導・監督する。右の規定科目以外の各行預金・貸付・内國及び外國為替・倉庫・保管・代理等の業務の資産及び負債はすべて總管理處が集中管理し、それから生じる損益は定められた比率によつて集中配分する。總管理處成立後、各行の余剰或いは不足の資金はすべて總管理處に預金或いはそれより借入れ、各行所有の資産及び負債はすべて總管理處が政府の規定により統一処理する。(4) 各行の人事を統一調整配分する。總管理處は主任・副主任を任じ、又秘書・計画・検査・會計・業務・人事・事務の七處を設ける。

總管理機構は、構成各行が法定上獨立の地位を維持するといへ、人事・業務・損益の集中配分を行う等、合併の

初期的形式と見做されるものである。

上海において五箇の総管理機構が組織された。

第一の集団は新華銀行の主宰する一二行からなる公私合営連合董事会及び連合総管理処である。すなわち一九五一年五月二十七日、改組後新五行と称せられる旧南五行の新華(信託商業貯蓄)・四明・中国実業・中国通商・中国建業が総管理機構を組織した。五行所屬の分支行は一〇五、上海・北京・天津・漢口・重慶・広州等二六都市に及び、行員三千六百人を数え、預金保有額は全私営銀錢業の三分の一をしめている。ついで同年九月一日浙江興業・国華・和成・中国企業の四行が参加し、九行の分支行は一六四、行員六千人となつた。さらに同年十一月一日聚興誠・源々長・浙江第一(旧浙江実業)が参加、一二行の分支行は一九七となり、四四都市に分布している。

第二の集団は北五行と知られる塩業・金城・中南・大陸・連合(旧四行準備庫)の組織する塩業・金城・中南・大陸・連合五行連合董事会及び連合総管理処である。北五行はすでに一九五〇年十一月連営を実行していたもので、総管理機構は一九五一年九月一日成立した。北五行は主として工鉅業投資を行つて来たが、傘下には上海の誠孚鉄工廠・重慶の渝金鋼廠・四川復煤廠・浙江煤鉅・六河海煤廠・その他新裕・北洋・虞山等の紡織公司・三錦紗廠・永利化工廠・民生実業公司・大平洋輪船公司・天津輪船公司・久大塩公司の大企業がある。

第三の集団は上海商業儲蓄銀行の上海商業儲蓄銀行董事会である。当行は一九五一年七月末、十万株の中公股三四%で公私合営となつたものである。

第四の集団は第一連営集団と第二連営集団による第一連営連合董事会及び第一連営連合総管理処である。

第五の集団は第三連営集団と第四連営集団による第二連営連合董事会及び第二連営連合総管理処である。

このように上海における公私合営及び私営銀錢業六三家(又は六四家)が五個の集団に組織された。

武漢においてはは一五家の銀錢業が武漢商業銀行を組織している。⁽¹⁾

- (1) 王達夫、私営銀錢業の新生、經濟導報、一九四九年、一八三号。
- (2) 各地私営銀錢業成立連合銀団、新華月報、一九五〇年、第二期。
- (3) 王達夫、前掲論文。
- (4) Cheng Cho-yuan, Monetary Affairs of Communist China. 1955, p. 48.
- (5) Cheng Cho-yuan, op. cit. pp. 43-49. (王達夫、前掲論文)。
- (6) 周紀曜、目前的連貸与連営、中国金融、一九五一年、第二期。
- (7) 胡景濱、对新五行合併的認識和希望、新華月報、一九五一年、第二期。
- (8) 至培、私営行莊發展的正確方向、經濟導報、一九五二年、第二五二期。
- (9) Cheng Cho-yuan, op. cit. p. 49. 至培、前掲論文。
- (10) 至培、前掲論文。
- (11) 趙忍安、私営金融業發展的道路、中国金融、一九五一年、第一期。

四

改造の第三段階は各連合總管理機構の合同である。この段階は一九五二年十二月に始まる。

一九五二年十一月末、中国人民銀行は五個の連合總管理機構を合組して一個の總管理機構を設立することを勧告した。この提案は、一九五二年十二月一日上海における公私合営銀行連合總管理機構の設立となつて實現した。すなわち公私合営連合董事会・公私合営塩業・金城・中南・大陸・連合五行連合董事会・公私合営上海商業儲蓄銀行董事会・第一連営連合董事会・第二連営連合董事会は中国人民銀行の批准をうけ、五系統所屬の各銀錢業で、公私合営銀行連合董事会を組織、並びに新華・中国実業・浙江興業・国華・聚興誠・和成・浙江第一・塩業・金城・中南・大陸・上

海公私合営銀行連合総管理処（略称公私合営銀行連合総管理処）を設立、事業所を上海虎丘路一四号に置いた。⁽¹⁾

連合董事会は董事一〇三人、その中公股董事二七人、私股董事七六人で構成され、董事長一人（胡景翼）、副董事長五名、常務董事九七名である。

当時上海の銀錢業は六〇家といわれるが、公私合営銀行連合総管理処の設立は、これら六〇家の公私合営化とその初步的大合併を意味するものであつた。公私合営銀行連合総管理処は北京・上海・天津・西安・漢口・長沙・広州・重慶・成都・昆明・青島・南京・杭州・厦門の一四都市に分支機構を設立した。

ときに一九五三年は第一次五カ年計劃の起年であつて、經濟建設計画遂行のため、全金融業を中国人民銀行の直接指導・監督の下におき、資金回轉の計劃性を一層強化する必要があつた。こうした客觀狀勢に則応して、一九五三年十二月二十六日連合董事会常務董事會議において、連合董事会及び連合総管理処を上海から北京に移転することを決定した。

一九五三年五月初め、移転を終了し、五月五日、北京西巷民巷一〇八号において業務を開始したのである。

公私合営銀行連合董事会及び連合総管理処の、いわゆる遷京は、金融の中心が上海から北京に移つたことを表示すると同時に、金融業が中国人民銀行の指導の下に、全行改造の第一歩を終了したことを意味している。このような金融業の改造及び国家集中は、全国企業の改造及び国家集中の先例をなすものであつて、財經上の一大転換期を創始するものといわなければならない。⁽²⁾

- (1) 公私合営銀行連合総管理処成立公告、中国金融、一九五二年、第一八期。
- (2) 公私合営銀行総管理処遷京、中国金融、一九五三年、第一〇期。

五

私営銀錢業の改造は、一九四九年六月から一九五二年十二月の間に、個別的な公私合営化を経て、公私合営銀行連合総管理機構による大合同の段階に進行している。合同した公私合営銀行は、やがて全人民所有制となり、或いは專業銀行、もしくは業務を分離して既設專業機構に吸収されるものと推考される。

すでに連合総管理機構の下に、各行は中国人民銀行との間に業務の性格に応じて分業を行い、いわゆる分業分戸の方法を実施し、專業化の第一歩を踏出している。

私営工商業の公私合営化は、個別方式から全行業方式に進行し、本格的となつている。私企業及び公私合営企業の存続は、第二次五カ年計劃終了時、すなわち一九六二年までであると推測されるふしがある。⁽¹⁾これからすれば、改造の速度が最も早い金融業は、この過程において完全に国有化されるものと考えられる。

(1) The Role of Capitalists in China, Far Eastern Economic Review, Vol. XXII, No. 2 January 10, 1957.